第二十八回国会 参議院議院運営委員会会議録第二十七号

昭和三十三年四月十六日（水曜日）午前十時三分開会

出席者は左の通り。

委員長　安井　謙君
理事　斎藤　昇君
佐野　廣君
小酒井義男君
小林　孝平君
島村　軍次君
委員　柴田　栄君
田中　茂穂君
西田　信一君
柴谷　要君
椿　繁夫君
横川　正市君
杉山　昌作君
森田　義衛君
議長　松野　鶴平君
副議長　寺尾　豊君

事務局側
事務総長　河野　義克君
参事（事務次長）　宮坂　完孝君
参事（委員部長）　渡辺　猛君
参事（記録部長）　岸田　実君
参事（警務部長）　佐藤　忠雄君
参事（庶務部長）　小沢　俊郎君

法制局側
法制局長　齋藤　朔郎君

本日の会議に付した案件
○衆議院回付案の取扱いに関する件
○第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案の委員会審査省略要求の件
○国会法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）
○国会議員互助年金法案（衆議院提出）

○委員長（安井謙君）　議院運営委員会を開きます。

第一に、衆議院回付案の取扱いに関する件につきまして、事務総長から報告を徴します。

○事務総長（河野義克君）　回付案について御説明申し上げます。

郵便為替法の一部を改正する法律案が、衆議院において修正の上、本院に回付されて参りましたが、回付案は、御承知のように、さらに委員会に付託することはございませんので、衆議院の修正に対して同意するかいなか、直ちに本会議で議決するのでありますから、本委員会において、衆議院の修正の内容を申し上げます。

本案は、去る二月四日、内閣から本院先議で提出され、同日、逓信委員会に付託されましたが、三月七日、内閣から、本案中「郵政大臣」とあるのは「逓信大臣」に改めたい旨の修正要求があり、同月十二日、これを承諾することに決し、四月八日、委員会の審査を終了し、翌九日、本会議において全会一致で可決し、衆議院に送付したものであります。

しかるに、本案は昨十五日、衆議院において修正され、本院に回付されて参りましたが、その修正の要旨は、郵政省の省名が逓信省に改められるまでの間、改正後の郵便為替法等の規定中「逓信大臣」とあるのを「郵政大臣」とするというものであります。

なお、本院逓信委員会においては、本案の採決に際し、この点について十分に検討されたのでありますが、本案と不可分の関係にあるところの郵政省の省名を改めること等を内容とする郵政省設置法の一部改正法案は、衆議院において審査中のものであり、この点の調整は衆議院においても行う機会があるということで、これを可決されたと聞いております。

以上の次第でありますので、逓信委員会におきましても、本回付案に御異議はないという模様のようでございます。

○委員長（安井謙君）　回付案に同意することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（安井謙君）　御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長（安井謙君）　次に、決議案の委員会審査省略要求の取扱いに関する件を議題にいたします。

○事務総長（河野義克君）　石井桂君外二十一名から、第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議案が提出され、発議者全体から、委員会審査省略の要求が出ております。決議案は、

参議院は、来る千九百六十四年の第十八回国際オリンピック大会を東京都に招致するため、その促進運動を強力に推進し、もつてその準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

というのでございます。

○委員長（安井謙君）　本決議案の委員会審査を省略することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（安井謙君）　御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長（安井謙君）　次に、国会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。――別に御発言もなければ、討論は終結したものと認め、これより採決に入ります。

国会法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

［賛成者挙手］

○委員長（安井謙君）　全会一致であります。

よって、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、委員会の報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（安井謙君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、委員会の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、順次、御署名を願います。

多数意見者署名
斎藤　昇　佐野　廣
小酒井義男　小林　孝平
島村　軍次　柴田　栄
田中　茂穂　西田　信一
柴谷　要　椿　繁夫
横川　正市　杉山　昌作

○委員長（安井謙君）　次に、国会議員互助年金法案を議題といたします。

本案につきましては、前回の委員会の決定に基き、庶務関係小委員会におきまして、その取扱い等に関し御協議を願っておりますので、この際、小委員長から、その結果について御報告願いたいと思います。

○斎藤昇君　ただいま議題となっております国会議員互助年金法案につきまして、前回の委員会の決定に基き、庶務関係小委員会において協議いたしました結果につき御報告申し上げます。

本案は、互助の精神にのっとり、議員の醵出金により互助年金に要する経費をまかなうことを建前としているものでありまして、国会法制定以来の懸案として、当小委員会において、諸外国の例をも参酌しながら、多年、調査研究をいたして参りました退職金制度とは、趣きを異にする点の多いことは言うまでもありません。

しかして、本案につきましては、第

一に、議員が毎月その歳費月額の百分の三に相当する金額を醵出することにより、互助年金に要する経費をまかなう建前をとっているけれども、果して将来、国庫の実質的財政負担をもたらすこととなるおそれはないか、あるいは逆に、相当に剰余が生ずるのではないかということ。第二に、国会法第三十六条に規定する退職金は、国庫もある程度の実質的財政負担をなすべき法意ではないかということ。第三に、本案は、年金のみを認め、十年未満の退職者に対しては、恩給法等と異なり、一時金の制度を採用していないこと。第四に、国会議員としての在職期間には、帝国議会における衆議院議員としての在職期間が通算されるに反し、旧貴族院議員の在職期間の通算を認めないこととしていること。第五に、国会議院が国務大臣、政務次官等、恩給法に規定する公務員と兼職する場合の兼職期間については、当人の利害を顧慮することなく、一律に本法の互助年金の基礎在職期間に算入し、恩給の基礎在職年には、これを算入しないこととして、この取扱いに関する当人の選択権を排除していることなどの問題点を包含しておりますので、この際、これらの諸点についても解決をはかるべきでありますが、本法案は、衆議院において諸般の事情を考慮し、研究を重ねられた上、提案、議決されたものでありますので、庶務関係小委員会におきましては、これらの事情にかんがみまして、先ほど申し述べました諸点につきましては、将来、考究の上、必要なる改正を加えることとし、この際は本案をこのまま可決すべきであるとの意見の一致を見た次第であります。

以上で報告を終りますが、なお、本案審議に際し、国会議員の退職金制度とは直接関係を有するものとは申されませんが、わが憲政に貢献せられました旧貴族院議員の方々に対し、適当なる機会に適当なる措置を講ずべきであるとの意見のありましたことを、ここに申し添えておきます。

○委員長(安井謙君)　別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

国会議員互助年金法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安井謙君)　全会一致であります。よって本案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、委員会の報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安井謙君)　御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

それから委員会の報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、順次、御署名を願います。

多数意見者署名

斎藤　昇　佐野　廣
小酒井義男　小林　孝平
島村　軍次　柴田　栄
田中　茂穂　西田　信一
柴谷　要　椿　繁夫
横川　正市　杉山　昌作
森田　義衛

○柴谷要君　要望を一つ。ただいまの庶務小委員長から報告されました事項ですが、議運委員長が本会議に説明される場合にも、それをつけ加えてもらいたいという、私、希望を持っておりますが、もし御無理があれば、委員長の裁量でけっこうでありますから、希望だけ申し上げておきます。

○委員長(安井謙君)　承知いたしました。できるだけ御趣旨に沿うようにいたします。

ほかに御発言もなければ、暫時休憩いたしますが、特に本会議終了後、問題がありませんでしたら、そのまま散会といたします。

休憩いたします。

午前十時十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

第二十六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二四	八		外国	過去
七四		二	以上である。	をこえる
八三		七	当該会議員	当該国会議員

九ページ二段二十三行の次に次の一項を加えるべきの誤

(所得税法の一部改正)

10　所得税法の一部を次のように改正する。

第八条第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　国会議員互助年金法第二十三条の規定による納付金(同法附則第六項ただし書及び附則第七項の規定による納付金を含む。)

昭和三十三年四月十七日印刷　昭和三十三年四月十八日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局